平成２１年（フ）第１８５４８号
東京都日野市旭が丘４丁目７－５－１－112
破産者　島津　政信
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８３６号
山梨県笛吹市一宮町末木728－１、開始決定時の住所東京都世田谷区給田３丁目26―10―205
破産者　田村　彰識
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８４４号
神奈川県相模原市城山町町屋４丁目22―８－２－A102
破産者　岡本　忠司
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８８４５号
神奈川県相模原市城山町町屋４丁目22―８－２－A102
破産者　岡本　昭子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９１０号
東京都墨田区東向島２丁目28―４―201、開始決定時の住所東京都墨田区菊川１丁目17―17―504
破産者　小山　錦司
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９１１号
東京都墨田区東向島２丁目28―４―201、開始決定時の住所東京都墨田区菊川１丁目17―17―504
破産者　小山　昌枝
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９３５号
東京都江戸川区東小岩１丁目４―13―301
破産者　松田　千秋
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８９４１号
埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目500―203
破産者　山中　佳恵
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０７７号
東京都千代田区岩本町１丁目12番11号
破産者　有限会社シャフト
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０７８号
東京都墨田区石原２丁目13―８―101
破産者　内海　輝而
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０７９号
神奈川県川崎市麻生区栗木台２丁目８－５－B―102
破産者　隅田　周一
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９１９１号
東京都八王子市元本郷町３丁目10番17号
破産者　しょう美苑株式会社
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９１９２号
東京都福生市大字福生417
破産者　小杉　春海
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９２３９号
東京都足立区千住１丁目４番１号
破産者　株式会社ヒューマン・オンライン
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３０５号
東京都八王子市石川町2968―９　西濃運輸寮
破産者　久保田秀幸
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３７１号
神奈川県川崎市幸区小倉809―53―102、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区小倉808―14　富士電機工事おぐら寮新棟
破産者　加野　和貴
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４２３号
長野県諏訪郡下諏訪町4733―５―103
破産者　鈴木　　仁
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４５２号
東京都江戸川区東松本１丁目16―８―102
破産者　岡田　正一
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４８０号
埼玉県さいたま市浦和区皇山町36―８―102
破産者　眞津野儀隆
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４８４号
東京都大田区大森西４丁目12―５　月村マンションＮＯ．３―307
破産者　権瓶　英暁
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９４８９号
東京都台東区松が谷２丁目８番11号
破産者　株式会社エフケイプラン
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部